

第七十一回 参議院商工委員会會議録第二号

昭和四十八年三月八日(木曜日)
午後一時十四分開会

委員の異動

十二月二十六日

辞任 矢野 登君
山本敬三郎君

一月二十七日

辞任 竹田 現照君
一月三十一日

辞任 原田 立君

補欠選任

若林 正武君
安田 隆明君

補欠選任

藤田 進君

補欠選任
峯山 昭範君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

佐田 一郎君

大谷藤之助君

川上 為治君

若林 正武君

阿貝根 登君

藤井 恒男君

委員

細川 護照君

小野 明君

林 虎雄君

藤田 進君

峯山 昭範君

須藤 五郎君

政府委員

公正取引委員会
委員長

高橋 俊英君

通商産業大臣

中曾根康弘君

れ、その補欠として峯山昭範君が選任されました。

○委員長(佐田一郎君)

川上為治君から、文書をもつて、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ただいまの川上君の理事辞任及び委員異動に伴い、二名の欠員と合わせて現在理事に三名の欠員が生じております。

この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に大谷藤之助君、若林正武君及び阿貝根登君を指名いたします。

○委員長(佐田一郎君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(佐田一郎君) 速記をつけて。

それでは、昭和四十七年度における公正取引委員会の業務の概略について、公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。高橋公正取引委員会委員長。

○政府委員(高橋俊英君) 昭和四十七年中における公正取引委員会の業務につきまして、その概略を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国経済は、国際的要因と

国内的要因とが複雑に関連し合い、幾多の困難な問題を提起しておりますが、公正取引委員会といたしましては、わが国経済の健全な発展をはかるため、経済環境の推移を考慮に入れながら、独占禁止政策を有効適切に運営するようつとめてまいりました。

まず、昨年、特に前半における相当深刻な不況に対処して認可されました不況カルテルについて申し上げます。

昭和四十七年中に実施された不況カルテルは、全部で十三品目にのびました。一昨年以来、かなりの期間にわたって低迷を続けた景気は、昨年秋季あたりから急速に回復に向かいました。これに伴い、不況カルテルを順次整理してまいりました。年末には、残った八件のうち六件は打ち切りいたしました。現在残っておりますのは、依然として大きな需給ギャップをかかえているステンレス及びガラス繊維の二件のみとなっております。

一方、いわゆるやみカルテルその他の独占禁止法違反事件の中には、不況期であったことも反映してか違反の規模、質の面でも悪質と思われるものが幾つか認められました。これらの違反事件については可能な限り手を尽くして取り締まりにつとめてまいりまして、昭和四十七年中における独占禁止法違反として審査いたしました事件は、総計百五十四件に及びました。昨年中に審査の終了したものの六十七件、このうち法的措置をとったものは二十四件であります。

昭和四十七年中における会社の合併の届け出は、千五十一件ございまして、これらを慎重に審査いたしました。中小企業の合併が大半を占めており、特に法律上問題となったものはありませんでした。今後とも、合併につきましては、行き

過ぎた経済力の集中を未然に防止するため、慎重に対処してまいり所存であります。

次に、経済の国際化に伴う問題についてであります。

従来、公正取引委員会は、国際的技術導入契約の適正化をはかるようつとめてまいりましたが、一昨年の円切り上げ等を契機として総代理店契約についても、これを厳正にチェックする方針のもとに、その届け出を督促いたしました。国際契約のうち、改良技術の制限、競争品の取り扱い制限等法律に違反するおそれのある条項を含む契約百六十五件について、これを是正するよう指導を行なっております。また、審査を有効かつ能率的に行なうために、必要に応じ認定基準を作成することとしたしておりますが、昭和四十七年においては、輸入総代理店契約について認定基準を作成いたしました。これにより、総代理店制度に伴う弊害は防止されるものと期待しております。

また、わが国をめぐる国際経済環境に対応して秩序ある輸出が要請されておりますが、輸出入取引法に基づく輸出カルテルについては、公正取引委員会といたしまして、受け身ではありませんが、最近までこれを促進する姿勢をとってまいりました。

次に、再販制度につきましては、昭和四十六年に決定いたしました弊害規制方針に基づき、比較的問題が多いと見られる化粧品、医薬品の二業種につきまして、個々の事業者ごとに弊害の是正を指導してまいりました。しかし、再販制限の問題とはちろんでありまして、再販制度が今日いかなる意義を持つかという観点から、そのあり方について、今後とも十分検討を加えてまいりたいと存じております。

景品表示法の運用について申し上げますと、過大な景品つき販売や虚偽、誇大な表示は、消費者の正しい商品選択を妨げるばかりでなく、事業者の公正かつ自由な競争を阻害することにもなりますので、公正取引委員会としては、これらを厳重

に規制するようつとめているところであります。

昭和四十七年中に景品表示法違反として取り上げられた事件の総数は千七百八十七件、このうち排除命令を行ないましたものは二十五件、警告等により是正させましたものは九百八十八件であります。また、公正競争規約は、変更を含め五件認定いたしました。その結果、規約の総数は四十件に達しております。この公正競争規約につきましては、景品表示法違反の未然防止にもつながりますので、できるだけ多くの業界でこれを設定するよう、強力に指導してまいりたいと思っております。

なお、景品表示法の一部改正は、昨年十月一日から施行されました。同法の権限の一部を都道府県知事に委任することとなりましたので、公正取引委員会といたしましては、各都道府県と密接な連絡をとりつつ、同法の運用を一そう効率的に行なうてまいりようつとめているところであります。

最後に、下請事業者の保護に関する施策について申し上げます。昭和四十七年中に下請代金の支払い状況を中心として八千四百九十の親事業所に対して調査を行ない、勧告四十二件を含め四百三十三件につき支払い改善等の措置を講じました。

以上、簡単にございますが、業務の概略につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、通商産業大臣から、通商産業省の基本政策及び石炭対策の基本施策について所信を陳取いたします。中曾根通商産業大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 第七十一国会における商工委員会の御審議に先立ち、通商産業行政に関する私の所信の一端を申し上げます。と思ひます。

顧みますと、昨年七月私が通商産業大臣に就任いたしました以来、日中国交回復、ベトナム平和へと相次いだ一連の国際情勢の展開は、世界の

緊張緩和と多極的な国際政治の幕明けを告げるものであります。

他方、国際経済情勢につきましては、一昨年十二月のスミソニアン体制のもとに、第二次国際ラウンドの準備、第三次円対策の策定、実施等新たな均衡を見出すための努力を続け、その結果、不安要因をはらんでいた国際通貨問題も一時小康を得たかの感がありました。最近再び国際通貨は激しい動揺を見せ、わが国においても去る二月十日には為替相場制に移行いたしました。しかしながら、その後も欧州通貨市場の動揺はやまず、再び各国とも為替相場制を閉鎖することとなり、関係国の間で事態の収拾につとめることになっております。

次に、国内に目を転じますと、幸いにして財政、金融措置を中心とする景気振興策が効果を奏し、景気は、昨年後半から上昇局面を迎え、所期の水準に達したものと考えておりますが、為替変動相場制への移行という情勢の変化もあり、今後その影響を注視していかねばなりません。

他方、昨年は、工業再配置促進法の施行等により、国土総合開発の事業がその緒につき、いよいよ本格化の段階を迎えております。しかしながら、国民福祉の一層の向上のために、社会資本の立ちおくれ、公害問題、過密過疎問題、物価問題等なお解決をはからなければならぬ重要な課題が残されております。

以上申し上げましたように、今日、対外的には激しくゆれ動く国際政治、経済情勢に対する的確な対応が強く要請されておられ、国内においては、為替変動相場制への移行に対する国内対策を適時適切に講ずるとともに、国民福祉向上のための強力な施策の展開が求められている重大な時期にあります。政府としては、世界の大きな潮流を見守りつつ、国民のニーズを的確に把握して、政策遂行に当たることが何よりも肝要と確信いたしております。

昭和四十八年度におきましては、かかる基本的

認識に基づき、十分な予算及び財政投融資を確保して、社会資本の整備、社会保険の充実、物価、地価、公害、中小企業、経済協力等に関する各般の施策を講ずることとしております。これら諸施策の浸透によりまして、国民福祉と国際協調との同時達成を目指しているわけであります。

通商産業省といたしましては、政府の全体施策の中に占める通商産業行政の重要性を認識し、昭和四十八年度におきましては、国民福祉と国際協調のための通商産業政策の展開をはかるため、以下の諸点に重点を置いて施策を推進してまいり所存であります。

まず第一に、対外経済政策について申し上げます。

わが国経済の規模の拡大に伴って、わが国経済をめぐる不均衡と海外市場における摩擦現象が生じておりますことは御承知のとおりであります。海外資源、海外市場に依存するところ大きく、良好な国際環境なくしては十全の存立を期しがたいわが国としては、向上した国際的地位と責任を十分に自覚して、国際協調のもとで国益を追求することが大切であります。

わが国の国際収支は、一昨年の円平価の切り上げにもかかわらず、黒字基調を続けたため、これを解消することを目的として昨年十月、政府は、第三次円対策を策定し、関税の一律二〇％引き下げ等による輸入の拡大、輸出貿易管理令の機動的運用等による輸出の適正化、資本自由化等の積極的推進、経済協力の拡充、社会資本の整備等福祉対策の充実という五本の柱に基づいて、対外経済関係の円滑化を鋭意進めてまいりましたが、欧州における通貨の動揺を契機に国際的な通貨不安に見舞われることとなり、国際協調のもと、わが国も為替変動相場制に移行することいたしました。

しかしながら、その後も欧州為替市場の動揺はやまず、再び各国とも市場閉鎖のやむなきに立ち至っていることは御承知のとおりであります。国際通貨の動揺、為替変動相場制への移行というきびしい情勢変化に対処して、中小企業をはじめと

するわが国産業の擾乱防止、経済の安定的な発展の維持に万全を期する所存であります。

貿易の分野におきましては、国際通貨の動揺に増幅されて、保護貿易主義の動きは、なお欧米に激しいものがあります。わが国としては、長期的に世界の自由貿易体制を維持、確立する観点から、昨年のガット総会において新国際ラウンドについて、わが国が主導的な役割を果たし、準備委員会の設置が決定される等の成果をあげましたが、本年秋には、新国際ラウンドの本格的な交渉が開始される運びとなっており、わが国としては、引き続きこの交渉を成功させるため、積極的な態度で臨みたいと考えております。

また、日米通商関係につきましては、昨年七月の日米米穀根会談、八月のハワイにおける日米首脳会談等を通じて、相互の意思疎通を深めてまいりました。この間、今日の日米間で最大の経済問題である貿易収支問題につきましては、緊急輸入対策、第三次円対策等の強力な施策を講じてきた次第であります。米国の景気の上昇期であったこともあり、なおアンバランスは解消するに至っておりません。これまでの施策の効果に加え、為替変動相場制への移行によりまして、日米貿易バランスも改善に向かうものと期待され、その推移を見守ってまいりたいと考えております。

新しく国交回復を見ました中国との経済関係につきましては、大使館の相互開設が実現し、大使交換もまきまり、通商産業省が日中貿易貿易事務所活動等を通じて、従来積み重ねてきた努力が、新しい展開を見せて、花開く時期を迎えております。先般私は、中国を訪問し、その実情をつぶさに見るとともに、政府関係者とひざを交えて会談してまいりました。今後はこうした成果を踏まえつつ、平和共存と互恵平等の原則のもとに、長期的観点から、貿易協定の早期締結等につとめ、日中貿易の拡大をはかることといたす所存であります。

経済協力につきましても、先般、日タイ貿易合同委員会に出席いたしました。私は、経済協力の

重要性と同時に、経済協力の方法についていかに慎重な配慮を必要とするかについて認識を深めてまいりました。

発展途上国の発展を促し、わが国国際関係の円滑化に寄与する重要な分野として、引き続き、援助目標の達成につとめることとし、昭和四十八年度におきましては、発展途上国からの要請に應じて、中小企業の海外投資の促進、開発輸入とこれに関連した道路、港湾等の整備等のために、所要の予算措置を講ずることとしておりますが、同時に長期的に経済協力、進出企業のあり方について、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、国内における重点施策について申し上げます。

第一は、健康な国民生活と美しい国土の回復を目ざし、産業活動等に伴って発生する公害を徹底的に防止し、無公害社会を建設することであり、また、かかる観点から、当省におきましては、ガス脱硫その他公害防止技術の開発と実用化を促進するとともに、大型プロジェクト研究開発の強化、コンビナート対策、生活産業廃棄物対策の拡充等の措置を講ずるほか、近時問題となりつつある金属鉱山等の鉱害防止をはかるため、金属鉱物探査促進事業団を改組し、同事業団に、新たに鉱害防止工事に必要な資金の貸し付け等の業務を行なわせることとし、また、鉱害防止の計画的実施をはかるため、所要の立法措置を講ずることとしております。

PCB問題等で、新たに提起されております化学物質の安全対策といたしましては、有害な化学物質の管理取り締まり体制を確立し、あわせて、新規化学物質に関する規制等を行なうため、新規立法を今国会に提出することといたしております。

第二は、消費生活の充実のための施策の展開であります。

まず、消費生活の安全を脅かしている危険な消費財につきまして、その安全確保をはかるため、危険な製品に関する規制、安全確保対策推進の中核となるべき認可法人の設立等を内容とする新規

立法の措置を講ずる所存であります。

また、物価対策の拡充、流通システム化の促進等を進めるほか、余暇開発にも積極的に取り組むこととしております。

さらに、機械類信用保険法につきましては、新たにリース契約による取引を保険の対象とするため、所要の法改正を行なうこととしており、また、百貨店法につきましては、中小小売り商業者の事業活動機会を適正に確保するとともに、流通の合理化、消費者利益の保護といった社会的要請にも配慮して、その見直しをいたす所存であります。

第三は、過密過疎問題を解決し、経済活動と地域社会との融和をはかり、均衡のとれた国土の建設を目ざす国土総合開発のための諸施策であります。工業再配置促進法が昨年施行され、本年はいよいよ国土総合開発本格化の年であります。政府におきましては、本年七月に国土総合開発庁を発足させることを予定しており、鋭意その準備を進めるとともに、予算、財政投融資の両面におきまして、工業再配置促進対策を飛躍的に拡充することとしており、また、これと相まって、工場周辺の地域社会との融和等をはかるため、工場立地の調査等に関する法律の改正により、工場環境整備基準の策定、工場設置者に対する工場環境整備義務づけ等を定めたいと考えております。

第四は、国際的に対処するための中小企業対策の推進であります。

自由化の進展、発展途上国の追い上げ、さらには、今回の国際的な通貨価値の変動等国際化の波は、わが国中小企業に打ち寄せており、また、国内的にも、環境保全等の社会的要請にこたえていくことが必要となっております。特に、今回の国際的な通貨価値の変動によつてこらむことが懸念されます中小企業への影響につきましては、前回の通貨調整の際の経験に学びまして、中小企業の健全な発展が阻害されることのないよう、所要の対策をとる所存であります。

以上のほか、中小企業をめぐるときびしい環境変化に対処し、その健全な発展をはかるため、実情に即して中小企業の定義を改正するとともに、小規模企業の経営改善を推進するため、小口、低利、無担保、無保証の融資制度を創設し、あわせて経営改善普及事業の拡充をはかることといたしております。

また、中小企業の知識集約化のための措置、中小企業金融の拡大等をはかるほか、中小小売り商業の近代化等を促進するため、所要の立法措置を講ずる所存であります。

以上のほか、生命傷害共済事業の的確な実施をはかるための中小企業等協同組合法の一部改正及び保険の拡充をはかるための中小企業信用保険法の一部改正を今国会に提出して、中小企業施策の充実につとめたいと考えております。

第五は、わが国経済の基礎条件の変化に対処して、輝かしい未来の創造のために長期的観点から、産業構造の質的転換を遂げ、産業の力を社会開発に活用し、技術を開発するための諸施策であります。

まず、人間能力の開発、情報化の推進、電子計算機産業、民間シンクタンク、航空機産業等の振興をはかることとし、特に、昭和四十八年度におきましては、次期民間輸送機開発のための本格的な調査を開始することとしております。

また、繊維産業の構造改善を進めるほか、既存産業の知識集約化についても、その具体策の確立につとめる所存であります。

さらに、社会開発に産業の活力を利用するため、医療システム機器及び映像情報システム、住宅、都市産業の振興に積極的に取り組むほか、大型プロジェクト方式による技術開発、民間の自主的技術開発等の推進にもつとめることとしております。

第六は、資源エネルギーの安定供給のための施策の展開であります。

まず、石油につきましては、OPEC等の動向を中心として世界の需給の逼迫化が懸念されるに

至っておりますが、これに対処するため、海外及び大陸などにおける石油資源の開発、LNGの導入を積極的に進めるとともに、石油の備蓄及び流通の合理化の一そのの推進をはかることとしております。

また、鉱物資源につきましては、海外における探査、開発を進めると同時に、国内探鉱の促進、金自由化対策等の諸措置を講ずる所存であります。

石炭対策につきましては、さきの閣議決定に基づき、昭和四十八年度から第五次石炭対策を実施することとし、このため、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業再建整備臨時措置法等の改正につきましては、御審議をお願いすることとしております。

以上のほか、電力につきましては、電源立地対策の推進、水資源につきましては、工業用水道事業の促進と治水対策に重点を置いて今後の施策を進める所存であります。

以上に申し述べましたように、内外における経済社会情勢の変化はまことに目ざましいものがあり、通商産業政策もきびしく転換を迫られております。このような情勢に対応して新しい通商産業政策を総合的、計画的に推進するため、昭和四十八年度におきましては、通商産業省の機構の改正を行なうこととしております。

その内容を申し上げますと、まず、現在の鉱山石炭局と公益事業局を統合して資源エネルギー庁を設置するとともに、その他の本省内部部局につきましても、これを再編成し、通商政策局、貿易局、産業政策局、立地公害局、基礎産業局、機械情報産業局及び生活産業局といたしております。この通商産業省設置法の改正につきましては、内閣委員会において御審議いただくことになっております。

なお、私は、沖縄国際海洋博覧会を担当いたしておりますが、沖縄の本土復帰を記念するとともに、沖縄県の振興とわが国海洋開発の促進をはかるための沖縄海洋博覧会は、その開催まであと二

年を残すのみとなりました。昨年、本格的な準備段階に入っておりますが、この博覧会が成功裏に開催されますよう、関係者一同の御協力を得て、今後とも全力をあげて取り組む所存であります。

以上申し述べました諸施策を中心に、昭和四十八年度におきましては、一般会計予算に二千二百億円、石炭及び石油特別会計等に一千九百八十五億円を計上するとともに、財政投融資におきましても、通商産業省関係として二兆一千六百億円を予定しております。

私は、これらの諸施策の実施を通じて、国民福祉の向上と国際協調のために最善を尽くす所存であります。

委員各位におかれましても、一その御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、石炭対策に関する通商産業大臣の所信を表明いたします。

最初に、昨年十一月二日に北海道石狩炭鉱におきまして、罹災者三十一名を伴う災害の発生を見ましたことは、所管大臣としてまことに遺憾であり、保安行政面において今後一その努力を払う決意を、ここにあらためて表明する次第であります。

石炭鉱業につきましては、昭和四十四年度から第四次石炭対策を実施し、国会をはじめ関係各方面の御協力のもとに、石炭鉱業の合理化と再建を可及的に支援する措置を講じてきたところであります。しかしながら、石炭鉱業をめぐる内外情勢の変化には、その後もなお著しいものがあり、採炭条件の悪化、コストの上昇、公害規制の進行等による需要の減少等、石炭鉱業の諸条件には、第四次対策発足の当初において予定したところをす

で越えた重大な変化が生ずるに至りました。こうした新しい情勢の進展に対処いたしまして、政府におきましては、一昨年来石炭鉱業審議会

の場において、今後の石炭対策のあり方につきまして、審議を重ねてきたところでありますが、

昨年六月にその成果が同審議会の答申として政府に提出されております。政府といたしましては、この答申の趣旨を尊重し、昭和四十八年度から昭和五十一年度までを対策期間とする新しい長期的石炭対策を推進する所存であり、昨年七月にはその旨の閣議決定を行なったところであります。

具体的には、答申にうたわれた対策の基本に従い、国内炭需要の確保につとめるとともに、対策期間中に総額約四千七百億円ないし五千億円程度の対策財源の確保につとめつつ、従来から講じてきた諸施策についてはこれを引き続き推進し、さらに、新たに次の諸施策を講ずることとして、より強力な石炭対策の展開をはかつてまいいる所存であります。

第一に、石炭企業向け対策につきましては、石炭鉱業の資金経理の状況にかんがみ、総額六百八十億円の累積債務の財政による第三次肩がわり、第二次債務肩がりの期間短縮、石炭鉱業合理化事業団による運転資金融資制度の創設、各種補助金、融資の補助率、融資率の引き上げ等を行ない、石炭企業に対する国の助成の大幅拡大をはかることとしております。

また、各種の助成を、原則として石炭鉱業合理化事業団に集中し、同事業団に管理委員会を設置することにより、助成運営の強化をはかることとしております。

第二に、保安対策につきましては、監督、指導の一そのの強化をはかるとともに、保安確保事業に対する補助金の補助率引き上げ等により、企業の自主的保安確保を促進し、石炭鉱山の保安の確保に万全を期してまいいる所存であります。

第三に、労働対策につきましては、石炭鉱業合理化事業団による近代化資金融資制度の拡充をはかることにより、炭鉱における住宅その他の福利厚生施設の一そのの整備充実をはかることとしております。

第四に、閉山、産炭地域振興対策につきましては、閉山の影響を極力緩和するため、閉山交付金

制度の改善を行なうとともに、産炭地域振興臨時交付金の引き上げ、閉山地域の中小工業者に対する融資制度に対する助成等、産炭地域振興対策の強化につとめまいいる所存であります。

第五に、鉱害復旧対策につきましては、昨年十二月に策定した鉱害復旧長期計画に基づき、残存鉱害の早期完全復旧につとめまいいる所存であります。

これら施策の実施につきましては、昭和四十八年度の石炭及び石油対策特別会計石炭勘定の予算案において所要の財政措置を講ずるほか、法制面の整備をはかるため、今国会に、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案を提出し、御審議をいただくこととした次第であります。

本委員会におかれましては、従来から石炭対策について深い御理解と力強い御指導、御鞭撻をいただいておりますが、何とぞ今後とも一その御協力をお願いする次第であります。

○委員長(佐田 一郎君) この際、通商産業政務次官及び経済企画政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。堀川通産政務次官。

○政府委員(堀川 正十郎君) 昨年十二月の末に通商産業省政務次官に就任いたしました堀川正十郎でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長(佐田 一郎君) 矢野通産政務次官。

○政府委員(矢野 登君) 矢野登でございます。不敏な者でございますが、今後ともよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

○委員長(佐田 一郎君) 橋口経済企画政務次官。

○政府委員(橋口 隆君) 経済企画庁の政務次官を拝命しました橋口でございます。これから皆さま

方のごやっかいになることと思っておりますが、どうぞよろしく御指導をお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、通商産業省の予算について説明を聴取いたします。通商産業省和田官房長。

○政府委員(和田敏信君) 昭和四十八年度の通商産業省関係予算案及び財政投融資計画について御説明申し上げます。

詳細につきましては、お手元にお配りいたしておきます。「昭和四十八年度通商産業省予算案等について」に記述してございますので、ごらんいただくようお願いいたします。概略御説明申し上げます。

まず、昭和四十八年度の通商産業省の一般会計予算経費要求額は、二千二百一億一千二百万円でありまして、前年度予算に対して、四百六十九億五千五百万円、二八・八%増となっております。

次に、重点事項別に予算の内容を御説明申し上げます。

第一に、無公害社会の建設のための予算につきましては、前年度比二倍強の二十二億六千九百万円を計上しております。なお、このほか、他の項に含まれる公害防止関連予算を含めると八十二億八千六百万円でありまして、これも前年度比二倍に近い増額でございます。

内容としては、公害防止技術の開発、産業廃棄物対策、公害総合事前調査等の拡充をはかるほか、金属鉱物探鉱促進事業団を改組拡充して、金属鉱業事業団とし、これに鉱害防止のための融資等を行なわせることとしております。さらに、化学物質の安全性確保をはかるための予算も確保することとしております。

第二に、消費生活の充実につきましては、百八十一億一千二百万円を計上いたしております。

まず、新たに総合的な製品安全性確保向上対策を推進するための予算を計上しております。また、物価安定、流通合理化、消費生活の改善等の施策の充実に必要な予算措置を講ずるとともに、沖縄国際海洋博覧会につきましても、その準備に万全を期することとしております。

第三に、日本列島の改造につきましては、その

飛躍的な前進をはかるため、九十三億五千九百万円を計上しておりますが、中でも、工業再配置対策の本格化をはかるため、九十億三千七百万円を計上しております。ほか、工業の再配置に伴う工場環境の整備を促進するための予算措置を講じております。

第四に、中小企業対策につきましては、対前年度比二・六・四%増の六百三十五億七千四百万円を計上いたしまして、施策全般にわたり充実をはかつております。

中でも、四十八年度は、小規模企業に対する小口、低利、無担保、無保証の新融資制度を初年度三百億円の融資規模で発足させる等小規模事業対策の大幅な拡充をはかることとしております。

さらに、中小小売商業施策を強化することとするほか、中小企業振興事業団の事業運営に必要な経費を三百九十六億九千二百万円に増額いたしております。

第五に、国際経済における調和の確保につきましては、対前年度比二・四・七%増の百五十四億四千二百万円を計上しております。

まず、日本貿易振興会に対する補助を六十二億八千八百万円に増額しております。

次に、経済協力については、対前年度比三・七・四%増の六十五億一千八百万円を計上いたしまして、開発輸入、研修、経済開発調査、研究協力等各種の協力事業を充実することとしております。

さらに、新たに中小企業の海外投資の推進のための予算を計上しております。

第六に、未来社会への前進につきましては、六百六億円を計上しております。

まず、情報処理、電子計算機産業、航空機産業等の振興をはかることと、医療機器システム、映像情報システム、住宅生産における新技術等の開発を推進することとしております。

はかつております。

第七に、資源とエネルギーの安定供給につきましては、二百二十九億四千三百万円を計上しておりますが、このほか、石炭及び石油対策特別会計に一千三百五十六億三千万円を計上しております。

内容としては、内外資源の探査、開発、電源周辺地帯の整備、治水促進対策、工業用水道の整備等を促進することとしております。

第八に、以上の一般会計のほか、特別会計といたしまして、アルコール専売事業特別会計は、歳入百二十五億八千万円、歳出百九億二千六百万円、輸出保険特別会計は歳入歳出とも五百億二千六百万円、機械類信用保険特別会計は歳入歳出とも十八億七千万円を計上しております。

また、石炭及び石油対策特別会計につきましては、すでに御説明申し上げましたように、歳入歳出とも労働省所管分を含めまして、一千三百五十六億三千万円を計上しております。このうち、石油対策分は、二百六十四億二百万円を計上して、石油開発公社の機能の拡充等をはかることとしております。

また、石炭対策につきましては、一千九十二億二千八百万円を計上いたしまして、新たに第五次対策に取り組むこととし、石炭鉱業の合理化安定等の施策を推進することとしております。

引き続きまして、昭和四十八年度の通商産業省関係の財政投融資計画につきまして御説明申し上げます。

総額は、二兆一千六百六億円であります。前年度当初計画一兆七千五百七十億円に比べて二〇・一%の伸びとなっております。

第一は、無公害社会の建設であります。

まず、日本開発銀行の公害防止ワクを拡大するほか、貸し付け金利についても、所要の引き下げを行なっております。

また、中小企業金融公庫、国民金融公庫等についても、貸し付けワクの拡大を行なっております。

また、さきに御説明いたしましたとおり、金属鉱物探鉱促進事業団を改組し、鉱害防止工事に対し低利融資を行なうこととしております。

第二の消費生活の充実につきましては、流通部門の近代化のため、引き続き日本開発銀行の融資等を行なうこととしております。

第三の日本列島の改造につきましては、工業再配置・産業地域振興公団における工業再配置部門の事業規模を、前年度の百四十五億円から七億円へと飛躍的に拡充しております。

なお、工場の緑化等を推進するため、日本開発銀行の公害防止ワクから新たに必要資金を融資することとしております。

第四は、国際化に処する中小企業であります。

中小三機関につきましては、前年度当初計画比一九・八%増の二兆六千七百九十九億円の普通貸し付け規模を確保する一方、沖縄振興開発金融公庫についても所要の資金ワクを確保することとしております。

また、中小企業金融公庫、国民金融公庫の特別貸し付け制度について、新たに製品安全性改善、小売商業高度化等の個別貸し付けワクを設けることとしております。

このほか、さき申し上げましたとおり、小企業経営改善資金融資制度を創設することとしております。

なお、商工組合中央金庫につきましては、四十八年度から長期貸し付け金利を〇・一%引き下げることにしております。

第五は、国際経済における調和の確保であります。

まず、日本輸出入銀行の輸入及び海外投資のための融資ワクにつきましては、二千三百三十億円、前年度比二・四倍の資金量を確保することとしております。

第六は、未来社会への前進であります。

電子計算機産業につきましては、日本電子計算機株式会社に対する日本開発銀行融資ワクを確保しております。また、新しい技術の開発を促進するため、日本開発銀行の国産技術振興ワクを拡大することとしていたしているほか、住宅産業、海洋開発

産業の振興、紡績業等の構造改善等のため、日本開発銀行等より融資を行なうこととしております。

第七の資源とエネルギーの安定供給につきましては、まず、石油につきましては、石油開発公団から探鉱投資、備蓄用原油購入資金融資等を行なうこととしております。また、日本開発銀行から民族系企業育成等の融資を行なうこととして、新法に大陸だな石油開発についても、同行から特利融資を行なうこととしております。

次に、石炭につきましては、工業再配置・産炭地域振興公団の事業の拡充を行なうほか、新たに石炭火力発電所の建設に対し、日本開発銀行の融資を行なうこととしております。

さらに、金属鉱物探鉱促進事業団の国内探鉱融資について貸し付け金利の引き下げ等を行なうほか、原子力発電、地熱発電を促進するため、日本開発銀行から所要の融資を行なうこととしております。

以上、通商産業省関係の予算案及び財政投融資計画につきましても簡単に御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 以上で、通商産業大臣の所信及び通商産業省並びに公正取引委員会関係の説明聴取は終わりました。

本日はこれで散会いたします。

午後一時五十四分散会

二月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小小売商業の振興に関する請願(第五五号)

第五五号 昭和四十八年一月十二日受理

中小小売商業の振興に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議長 鈴木正一

紹介議員 鈴木省吾君

中小小売商業の体質改善をはかるため、中小小売

商業振興に関する立法措置を請ぜられたい。

理由

中小小売商業は、百貨店、量販店などの大型小売業の進出、流通業資本自由化の本格化などにより、きびしい事態に直面している。内外情勢の変化に対処し、かつ、消費者利益を増進するため、中小小売商業の体質を抜本的に強化し、近代化をはかることが急務である。

二月七日本委員会に左の案件を付託された。

一、機械類信用保険法の一部を改正する法律案

機械類信用保険法の一部を改正する法律案

機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「購入資金借入保証契約」の下に「並びにリース契約」を加える。

第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条に次の三項を加える。

3 この法律において「リース契約」とは、機械類を使用させる契約があつて次の各号に適合するものをいう。

一 機械類を使用させる期間が三年以上において政令で定める期間をこえるものであり、かつ、当該期間の開始の日(以下「使用開始日」という。)以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものであること。

二 対価を政令で定める回数以上に分割して受領することを条件とするものであることその他の対価に関する契約の内容が政令で定める要件に適合するものであること。

三 機械類を使用させる期間が満了した後当該機械類の所有権が相手方に移転する旨の定めがないものであること。

この法律において「第一種機械類」とは、割

賦販売契約又は購入資金借入保証契約による取引につき信用保険を行なうことが中小企業の設備の近代化を図るため必要であり、かつ、機械工業の振興に資すると認められる機械類であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「第二種機械類」とは、リース契約による取引につき信用保険を行なうことが中小企業の設備の近代化を図るため必要であり、かつ、機械工業の振興に資すると認められる機械類であつて、政令で定めるものをいう。

第三条第一項中「機械類」を「第一種機械類の」に、「機械類」を「第一種機械類」に改め、同条第二項中「機械類信用保険」を「前項の機械類信用保険」に改め、「締結した」の下に「第一種機械類に係る」を加え、「機械類」を「第一種機械類」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 政府は、会計年度ごとに、リース業者(第二種機械類をリース契約により使用させる事業を営む者をいう。以下同じ。)を相手方として、政令で定める第二種機械類の区分ごとに包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができる。

2 前項の機械類信用保険は、リース業者が締結した第二種機械類に係るリース契約につき、政府とリース業者との間に、使用開始日後に到来する支払期日において支払を受けることができなかつた対価の額をてん補すべき保険関係が成立する信用保険とする。

3 前条第三項の規定は、第一項の保険契約の締結について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「製造業者等」とあるのは「リース業者」と、「当該割賦販売契約又は購入資金借入保証契約」とあるのは「当該リース契約」と読み替へるものとする。

第四條中「前条第二項」を「第三条第二項」に、「機械類」を「第一種機械類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項の保険関係においては、リース契約に基づく対価の額のうち使用開始日後に受領すべき金額を保険価額とし、保険価額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

第五條第三号中「機械類」を「第一種機械類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三条の二第二項の保険関係に基づいて政府がてん補すべき額は、保険価額のうちリース業者が支払期日において支払を受けることができなかつた対価の額(会社更生法の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準ずる場合において、当該支払期日後において支払期日の到来する対価を将来にわたつて回収することができないことが確実であると認められるときは、その対価の額を加えた金額)から次に掲げる金額を控除した残額に百分の五十を乗じて得た金額とする。

一 当該リース契約に係る第二種機械類の処分その他損失を軽減するために必要な措置を講ずることにより回収した金額

二 支払期日において支払を受けることができなかつたことにより支出を要しなかつた金額

第六條中「第三条第一項」の下に「及び第三条の二第一項」を加える。

第七條中「第三条第一項」の下に「及び第三条の二第一項」を加え、「その」を「これらの」に改める。

第八條中「機械類」を「第一種機械類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 保険金の支払を受けたリース業者は、第三条の二第二項の保険関係が成立したリース契約に基づく対価の回収又はそのリース契約に係る第二種機械類の処分その他当該第二種機械類に関する権利の行使に努めなければならない。

第九條中「第五條」を「第五條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、保険金の支払を受けたリース業者について準用する。この場合において、同

項中「第五條第一項」とあるのは、「第五條第二項」と読み替えるものとする。

第十條に次の一項を加える。

2 前項の規定は、リース業者について準用する。この場合において、同項中「第三條第一項」とあるのは、「第三條第二項第一項」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二月十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、通商産業省の無登録機械処理方針に関する請願（第三〇六号）

一、登録・無登録機械の差別撤廃と繊維産業の振興施策に関する請願（第三〇七号）

第三〇六号 昭和四十八年二月六日受理

通商産業省の無登録機械処理方針に関する請願
請願者 山梨県大月市七保町瀬戸大月織物業者連絡協議会内 黒部政弘外六十四名

紹介議員 須藤 五郎君

小零細繊維業者の営業と生活を保障するため、左記事項をただちに実施されるよう切望する。

一、「凍結」機械にも、譲渡、貸与等の移動を認め、登録と同等の法的権利を与えること。

二、「経済的負担」は、無登録機械発生の原因とその責任が政府にあることを明確にし、政府の負担において解決すること。

三、「二十五パーセント」解消の強制をやめ、自主的に「買上げ」を希望する者だけに政府の負担で行ない、正当な価格で買い上げること。

四、凍結機械に対し、繊維業界に対する政府の一連の助成、育成の対象とすること。

五、大手の系列支配や、繊維業者の多数を切り捨てる「構造改善」政策をやめ、小零細業者の自主的

主的な共同、協同化に対しては、きめこまかい援助を行なうこと。

六、大手業者が海外に進出し、発展途上国で生産させた製品を逆輸入することをきびしく規制すること。

七、八時間労働で生活できる適正な下請加工賃を保障し、安定した仕事を確保するための特別な施策を講ずること。

八、小零細業者を犠牲にする日米繊維政府間協定をただちに廃棄し、いずれの国とも平等互恵の貿易を行なうこと。

理由

無登録機械の「二十五パーセント」解消、「五万円の経済負担」を内容とする今回の「無登録機械処理方針」は、業界の実情に合わず、産地繊維業者の認めがたいものである。さらに本措置は、無登録機械発生の原因と責任は明らかに政府にあるにもかかわらず、無登録業者だけを悪者扱いし、私たち小零細繊維業者の営業と生活をおびやかすものであり、絶対に納得できない。

第三〇七号 昭和四十八年二月六日受理

登録・無登録機械の差別撤廃と繊維産業の振興施策に関する請願
請願者 愛知県一宮市有合町五一宮民商内中部織物業者連絡協議会内 森国一外六百六十名

紹介議員 加藤 進君

繊維業者の営業と生活を保障するため、左記事項の実現を図りたい。

一、現にか動している無登録機械については、登録機械との差別をなくし同等の権利を認めること。

二、一日八時間労働で生活できる加工賃を保障し、下請代金支払遅延等防止法を厳しく守らせ、これを民主的に改善強化すること。

三、下請振興協会の機能、権限を強化し、発注のあつせんや加工賃の適正を図り、賃機業者の経営がなりたつようにすること。

四、繊維工業指導所の機能を強化し、賃機業者の技術、経営、取引の改善等総合的な適切な援助が行なえるようにすること。

五、国民金融公庫の無登録業者に対する差別融資をやめ、無担保、無保証人、低利で融資を行なうようにすること。

六、職音などの賃機業者の公害発生に対しては、行政的強制的な取締りをやめ、防止措置のための費用を援助する等適切な措置をとること。

七、家族と従業員健康を守るため、公費による健康診断や福祉施設の拡充を図ること。

八、大手の系列支配や賃機業者の多数を切り捨てる「構造改善」政策をやめ、賃機業者の自主的で民主的、協同化に対して必要な援助を行なうこと。

九、やむを得ず転廃業する場合には、登録・無登録の差別なく、機械などを原価をつくらぬ値段で買上げ、転業または再就職までの間は、生活費を保障する等の援助を行なうこと。

十、大手業者が海外に進出し、発展途上国で生産させた製品を逆輸入すること等を厳しく規制すること。

十一、中小繊維業者を犠牲にする日米繊維協定を破棄し、いずれの国とも平等互恵の貿易を行なうこと。

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

第八條第一項第一号中「又は」を削り、「経歴を有すること」を「経歴を有するか、又は昭和四十六年七月一日以降において当該離職の日まで一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること」に改める。

第二十三條第一項第一号の二を第二号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 公共職業安定所の紹介により広域圏の地域にわたる求職活動を行なう炭鉱離職者に対してその求職活動に要する費用（第二十五條第二項第一号の二及び第四十四條の二において「広域求職活動費」という。）を支給すること。

第二十五條第二項第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 広域求職活動費の支給基準及び支給方法

第四十四條の二「移住資金」の下に、「広域求職活動費」を加える。

附則第十六條中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十七年七月一日からこの法律の施行の日の前日までに離職した炭鉱離職者であつて、第八條第一項の規定の改正により新たに同項、第九條第一項第一号又は第九條の二第一項若しくは第二項の規定に該当するに至つたものについては、第八條第二項本文（第九條第二項及び第九條の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 総則(第七條―第十三條)」を「第一節 総則(第七條―第十三條)を第一節の二 管理委員会(第十三條の二―第十三條の十)」に改める。

第三條第二項第一号中「昭和四十八年度」を「昭和五十一年度」に改め、同項第四号の二中「又は石炭鉱山整理特別交付金」を削る。

(設置)

第十三條の二 事業団に、管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第十三條の三 次の事項は、委員会の議決を経なければならない。

- 一 収支予算及び決算
- 二 事業計画
- 三 第二十七條第三項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画
- (組織)

第十三條の四 委員会は、委員四名及び事業団の理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員及び理事長のうちから、その互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員及び理事長のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命及び任期)

第十三條の五 委員は、石炭鉱業に關しすぐれた識見を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格条項)

第十三條の六 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者
- 二 政府職員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。)
- 三 事業団の役員又は職員

(委員の解任)

第十三條の七 通商産業大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 通商産業大臣は、委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(委員の秘密保持義務)

第十三條の八 委員又は委員の職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(議決の方法)

第十三條の九 委員会は、委員長又は第十三條の四第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の地位)

第十三條の十 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

第二十四條を次のように改める。

(役員等の秘密保持義務及び地位)

第二十四條 第十三條の八及び第十三條の十の規定は、事業団の役員及び職員について準用する。

第二十五條第一項第五号中「若しくは石炭鉱山整理特別交付金」を削る。

第二十五條第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 採掘権者に対する坑内骨格構造整備拡充補助金の交付

七の三 採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱業安定補助金の交付

第二十五條第一項第八号中「石炭坑の近代化」を「石炭坑の近代化等」に改め、同項第九号の三中「貸付け」の下に「及び譲渡」を加え、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 石炭鉱業の経営の改善に必要な資金の貸付け

第二十六條第二項第四号を削り、第五号を第四号とし、第五号の二を第五号とし、同項第六号中「若しくは石炭鉱山整理特別交付金」を削る。

第二十六條第二項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 坑内骨格構造整備拡充補助金の額の算定の基準並びに交付の時期及び方法

八の三 石炭鉱業安定補助金の額の算定の基準並びに交付の時期及び方法

第二十六條第二項第九号の三中「貸付け」の下に「及び譲渡」を加え、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 前条第一項第十一号の二に規定する資金の貸付けをすることができる場合並びに当該資金に係る貸付けの利率、償還期間並びに貸付け及び償還の方法

第二十七條第二項中「係る」の下に「坑内骨格構造整備拡充補助金及び石炭鉱業安定補助金の交付計画」を加え、「開発資金及び近代化機械の貸付計画」と及び開発資金の貸付計画、近代化機械の貸付譲渡計画に「保証の計画」を「保証計画」に改め、同項第十一号に規定する資金の下に「及び同項第十一号の二に規定する資金」を加え、同条第三項中「前項の」の下に「交付計画」を加え、及び債務の保証の計画を、貸付譲渡計画及び保証計画に改める。

第三十五條中「租鉱権者に対し」の下に「政令で定めるところにより算定した金額の」を加える。

第三十五條の三第一項中「額(以下「交付金額」という。)に政令で定める割合を乗じて得た」を「うちから、政令で定めるところにより算定した」に改め、同条第二項中「交付金額に」を削り、「割合を乗じて得た」を「ところにより算定した」に改める。

第三十五條の四中「当該廃止事業者に係る交付金額に」を削り、「割合を乗じて得た」を「ところにより算定した」に改める。

第三十五條の五中「交付金額に」を削り、「割合を乗じて得た」を「ところにより算定した」に改める。

第三十五條の十一第一項中「若しくは特別交付金」を削る。

第三十六條の二の次に次の二条を加える。

(坑内骨格構造整備拡充補助金の交付)

第三十六條の二の二 坑内骨格構造整備拡充補助金の交付は、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに對し、当該採掘権者が行なう坑道の掘さく又は拡大の工事であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに必要経費について行なうものとす。

(石炭鉱業安定補助金の交付)

第三十六條の二の三 石炭鉱業安定補助金の交付は、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに對し、当該採掘権者又は租鉱権者が掘採した石炭の

数量に応じて行なうものとする。

第三十六條の三第二項中「必要な設備であつて」を「必要な設備（以下この項において「近代化設備」という。）又は鉱山労働者の用に供することを主たる目的とする住宅その他の福利厚生施設（附帯施設及び附屬設備を含む。以下この項において「福利厚生施設」という。）であつて、」に「その設備」を「近代化設備に係る資金の貸付けにあつては、その近代化設備」に改め、「限り」の下に「福利厚生施設に係る資金の貸付けにあつては、その福利厚生施設に係る石炭鉱山の石炭坑において掘採しようとする石炭の鉱量、生産能力及び生産費が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り」を加える。

第三十六條の十二の見出し中「の相手方」を「及び譲渡」に改め、同条中「貸付け」の下に「及び譲渡」を加え、同条に次の一項を加える。

第三十六條の十二の二の見出し中「の相手方」を「及び譲渡」に改め、同条中「貸付け」の下に「及び譲渡」を加え、同条に次の一項を加える。

2 近代化機械の譲渡は、事業団が貸付けを行なつた機械に限り、行なうものとする。

第三十六條の十九第三項中「第二十四條」を「第十三條の十」に改める。

第三十六條の二十二を次のように改める。

第三十六條の二十二 第二十五條第一項第十一号の二に規定する資金の貸付けは、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに對し、当該採掘権者又は租鉱権者が支払うべき賃金、資材費その他の通商産業省令で定める費用の支払に必要な資金（当該採掘権者又は租鉱権者の事業を整備するために必要な資金であつて第三十六條の十三第一号に掲げるもの並びに石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）第三十條第一項第二号及び第三号に規定する資金を除く。）について、その貸付けを行なうことが当該採掘権者又は租鉱権者の事業の経営を改善するために特に必要と認められる場合に限り、行なうものとする。

2 第三十六條の八、第三十六條の九及び第三十六條の十一の規定は、前項に規定する資金の貸付けを受けた者について準用する。

第四十條の三「その」を「委員会の委員並びに事業団の」に改める。

第五十三條の二第三号中「第三十五條の十一第一項」の下に「第三十六條の二の二、第三十六條の二の三」を「第三十六條の二十一第一項」の下に「第三十六條の二十二第一項」を加える。

第八十五條中「第二十一條」を「第十三條の八（第二十四條において準用する場合を含む。）」に「三万円」を「五万円」に改める。

第八十六條中「三万円」を「五万円」に改める。

第八十七條及び第八十九條中「一万円」を「三万円」に改める。

附則第二條の二「對する交付金の交付」の下に「坑内骨格構造整備補助金の交付、石炭鉱業安定補助金の交付」を「近代化機械の貸付け」の下に「及び譲渡」を加え、及び再建資金の貸付けを「石炭鉱業の経営の改善に必要な資金の貸付け並びに再建資金の貸付け」に、「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三章第一節の二の規定は、昭和五十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

附則第二條の二の次に次の一條を加える。

（近代化資金等の償還期間の特例）

第二條の三 事業団は、石炭鉱業再建整備臨時措置法第四條の二第四項に規定する会社から、事業団が当該会社と結んでいる近代化資金、石炭鉱業の整備に必要な資金又は再建資金に係る貸付契約の内容を同項に定めるところにより変更したい旨の申出があつたときは、第三十六條の四第一項、第三十六條の二十一第二項又は第三十六條の二十三第三項の規定にかかわらず、当該契約の内容を変更することができ。

（石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部改正）

第二條 石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 昭和四十七年六月三十日以前から引き続き石炭鉱業を営んでいる会社（前項の再建整備計画について次条第一項の認定を受けたものを除く。）であつて、その掘採可能鉱量が通商産業省令で定める基準に該当するものは、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第一項第二号の政令で定める日後三月をこえない範囲内において政令で定める日までに、前条第一項の認定を受けた会社にあつては、石炭鉱山における保安の確保のための措置に関する事項の追加その他必要な再建整備計画の変更をし、その他の会社にあつては、第二條第一項各号に掲げる事項及び石炭鉱山における保安の確保のための措置について定めた再建整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その再建整備計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

第三條の三第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四條の二第二項中「政府は、」の下に「第三條の二第一項の再建整備計画について」を加え、「（以下「再建交付金交付契約」という。）」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 政府は、政府が第一項の交付金を交付する旨の契約を結んでいる会社が同項第一号に定めるところにより内容を変更したそれぞれの借入契約（日本開発銀行、中小企業金融公庫、石炭鉱業合理化事業団その他の通商産業省令で定める金融機関と結んでいる借入契約を除く。）ごとに、昭和四十八年五月一日現在における借入残高につき、金融機関との間に、

ける借入残高につき、金融機関との間に、

て当該借入契約の内容を変更して、その変更に係る借入金の償還期間並びにその借入金の元本の償還及び利子の支払の方法をそれぞれ第一号及び第二号に適合するものとしたときは、その変更後の借入契約の内容に従つて、当該会社と結んでいる同項の交付金を交付する旨の契約の内容を変更することができる。

一 変更に係る借入金の償還期間が昭和四十八年五月一日から起算して五年六月となつていないこと。

二 変更に係る借入金の元本の償還及び利子の支払の方法が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法となつていないこと。

4 政府は、政府が第一項の交付金を交付する旨の契約を結んでいる会社又は第三條の二第二項の再建整備計画について第三條の三第一項の認定を受けた会社が、金融機関から昭和四十七年六月三十日以前において借り入れ、昭和四十八年五月一日現在において借入残高のある借入金（償還期間（すえおき期間を含む。）が一年未満のものとして借り入れたものを除く。）のそれぞれ借入契約ごとに、同日現在における借入残高につき、当該金融機関との間に、

て、その内容を、第一項第一号に規定する開貸資金として借り入れた借入金に係る借入契約にあつては第三号に、同項第一号に規定する開貸資金として借り入れた借入金以外の無利子の借入金に係る借入契約にあつては第一号及び第三号に、その他の借入金に係る借入契約にあつては次の各号に適合するものとしたときは、その変更に係る借入金の元本の償還及び利子の支払のための交付金を交付する旨の契約を当該会社と結ぶことができる。

一 変更に係る借入金の償還期間が昭和四十八年五月一日現在における借入残高の二に次の二項を加える。

政府は、政府が第一項の交付金を交付する旨の契約を結んでいる会社又は第三條の二第二項の再建整備計画について第三條の三第一項の認定を受けた会社が、金融機関から昭和四十七年六月三十日以前において借り入れ、昭和四十八年五月一日現在において借入残高のある借入金（償還期間（すえおき期間を含む。）が一年未満のものとして借り入れたものを除く。）のそれぞれ借入契約ごとに、同日現在における借入残高につき、当該金融機関との間に、

て、その内容を、第一項第一号に規定する開貸資金として借り入れた借入金に係る借入契約にあつては第三号に、同項第一号に規定する開貸資金として借り入れた借入金以外の無利子の借入金に係る借入契約にあつては第一号及び第三号に、その他の借入金に係る借入契約にあつては次の各号に適合するものとしたときは、その変更に係る借入金の元本の償還及び利子の支払のための交付金を交付する旨の契約を当該会社と結ぶことができる。

一 変更に係る借入金の償還期間が昭和四十八年五月一日現在における借入残高の二に次の二項を加える。

政府は、政府が第一項の交付金を交付する旨の契約を結んでいる会社又は第三條の二第二項の再建整備計画について第三條の三第一項の認定を受けた会社が、金融機関から昭和四十七年六月三十日以前において借り入れ、昭和四十八年五月一日現在において借入残高のある借入金（償還期間（すえおき期間を含む。）が一年未満のものとして借り入れたものを除く。）のそれぞれ借入契約ごとに、同日現在における借入残高につき、当該金融機関との間に、

て、その内容を、第一項第一号に規定する開貸資金として借り入れた借入金に係る借入契約にあつては第三号に、同項第一号に規定する開貸資金として借り入れた借入金以外の無利子の借入金に係る借入契約にあつては第一号及び第三号に、その他の借入金に係る借入契約にあつては次の各号に適合するものとしたときは、その変更に係る借入金の元本の償還及び利子の支払のための交付金を交付する旨の契約を当該会社と結ぶことができる。

一 変更に係る借入金の償還期間が昭和四十八年五月一日現在における借入残高の二に次の二項を加える。

政府は、政府が第一項の交付金を交付する旨の契約を結んでいる会社又は第三條の二第二項の再建整備計画について第三條の三第一項の認定を受けた会社が、金融機関から昭和四十七年六月三十日以前において借り入れ、昭和四十八年五月一日現在において借入残高のある借入金（償還期間（すえおき期間を含む。）が一年未満のものとして借り入れたものを除く。）のそれぞれ借入契約ごとに、同日現在における借入残高につき、当該金融機関との間に、

て、その内容を、第一項第一号に規定する開貸資金として借り入れた借入金に係る借入契約にあつては第三号に、同項第一号に規定する開貸資金として借り入れた借入金以外の無利子の借入金に係る借入契約にあつては第一号及び第三号に、その他の借入金に係る借入契約にあつては次の各号に適合するものとしたときは、その変更に係る借入金の元本の償還及び利子の支払のための交付金を交付する旨の契約を当該会社と結ぶことができる。

八年五月一日から起算して十五年となつて
いること。

二 変更に係る借入金利率が年三パーセン
トとなつてゐること。

三 変更に係る借入金の元本の償還及び利子
の支払が、元利合計半年賦均等償還の方法
その他の通商産業省令で定める方法に従つ
て行なわれることとなつてゐること。

5 政府が第一項の交付金を交付する旨の契約
又は前項の交付金を交付する旨の契約（以下
「再建交付金交付契約」という。）を結ぶ場合
における再建交付金交付契約に係る借入金及
び債務の元本の額の総額は、次の各号に掲げ
る契約の区分に応じ、当該各号に定める金額
を限度とする。

一 第一項の交付金を交付する旨の契約 千
億円

二 前項の交付金を交付する旨の契約 六百
八十億円

第十七条中「第三条の二第一項及び第二項」
を「第三条の二」に、「第四条の二第一項」を
「第四条の二第一項、第三項及び第四項」に改
める。

第十八条中「三万円」を「五万円」に改め
る。

附則第二項中「昭和六十年三月三十一日」を
「昭和六十八年三月三十一日」に改める。

（石炭及び石油対策特別会計法の一部改正）

第三条 石炭及び石油対策特別会計法（昭和四
十二年法律第十二号）の一部を次のように改正す
る。

第三条第二項第二号中「坑道展開の効率化、」
を削り、同項第三号中「第四条の二第一項」を
「第四条の二第五項」に改める。

附則第八項中「昭和四十七年度」の下に「及
び昭和四十八年度」を加え、「同年度の」を「各
年度の」に、「同年度に」を「当該年度に」に改
める。

附則第九項中「三年」の下に（附則第七項の

規定により昭和四十五年度に借り入れた借入金
にあつては、四年）を加える。

附則第十二項中「昭和四十七年度」を「その
借入れをした年度」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して四月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 昭和四十八年四月一日

二 第一条の規定中石炭鉱業合理化臨時措置法
第二十五条第一項第七号の次に二号を加える
改正規定、同法第二十六条第二項第八号の次
に二号を加える改正規定、同法第二十七条第
二項及び第三項の改正規定中「係る」の下に
「坑内骨格構造整備拡充補助金及び石炭鉱業
安定補給金の交付計画」を加える部分及び
「前項の」の下に「交付計画」を加える部分、
同法第三十六条の二の次に二条を加える改正
規定、同法第五十三条の二第三号の改正規定
中「第三十五条の十一第一項」の下に「第三
十六条の二の二、第三十六条の二の三」を
加える部分並びに同法附則第二条の二の次に
一条を加える改正規定、第二条の規定（石炭
鉱業再建整備臨時措置法第十八条の改正規定
を除く。）並びに次項、附則第六項及び附則第
七項の規定 公布の日から起算して一月をこ
えない範囲内において政令で定める日
（経過措置）

2 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する坑内
骨格構造整備拡充補助金及び石炭鉱業安定補給
金の交付計画については、第一条の規定による
改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十七
条第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とあ
るのは「石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を
改正する法律（昭和四十八年法律第 号）
附則第一項第二号の政令で定める日後遅滞な
く」とする。

3 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する近代
化機械の貸付譲渡計画及び第一条の規定による
改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五
条第一項第十一号の二に規定する資金の貸付計画
については、第一条の規定による改正後の同法
第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始
前」とあるのは「石炭鉱業合理化臨時措置法
等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第
号）の施行後遅滞なく」とする。

4 この法律の施行前にされた交付の申請に係る
石炭鉱山整理促進交付金については、なお従前
の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

（石炭鉱業整理規制臨時措置法の一部改正等）

6 石炭鉱業整理規制臨時措置法（昭和三十八年
法律第四十五号）の一部を次のように改正す
る。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 前一年以内に於いて石炭鉱業合理化事業
団から石炭鉱業安定補給金の交付を受けた
ことがあること。

7 昭和四十九年一月一日を基準日とする前項の
規定による改正後の石炭鉱業整理規制臨時措置
法第二条第二項の規定による指定又は指定の取
消しについては、同項第一号中「前一年以内に
おいて」とあるのは「前一年以内において、石
炭及び石油対策特別会計法（昭和四十二年法律
第十二号）第三条第二項第三号の石炭鉱業の経
営経理の改善若しくは安定を図るための補助金
として交付される石炭鉱業安定補給金の交付を
受け、又は」とする。

消費生活用製品安全法
消費生活用製品安全法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定製品

第一節 検定等（第三条・第七条）

第二節 製造事業者の登録及び特定製品の型
式等（第八条・第三十二条）

第三節 製品安全協会の検定等（第三十三
条・第三十四条）

第四節 危害防止命令（第三十五条）

第三章 製品安全協会

第一節 総則（第三十六条・第四十四条）

第二節 設立（第四十五条・第四十九条）

第三節 管理（第五十条・第六十二条）

第四節 業務（第六十三条・第六十八条）

第五節 財務及び会計（第六十九条・第七十
六条）

第六節 監督（第七十七条・第七十八条）

第七節 補助（第七十九条・第八十一条）

第四章 雑則（第八十二条・第九十六条）

第五章 罰則（第九十七条・第一百条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費生活用製品による一般
消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防
止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制
するとともに、消費生活用製品の安全性の確保
につき民間の自主的な活動を促進するための措
置を講じ、もつて一般消費者の利益を保護する
ことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費生活用製品」と
は、主として一般消費者の生活の用に供される
製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生
活用製品のうち、構造、材質、使用状況等から
みて一般消費者の生命又は身体に対して特に危
害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政
令で定めるものをいう。

第二章 特定製品

第一節 検定等
（基準）
第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省

令で、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を定めなければならない。この場合において、当該特定製品について、政令で定める法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための規格又は基準を定めることができることとされているときは、当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について品質の基準を定めるものとする。

(検定及び販売の制限)

第四条 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者は、主務大臣が行なう検定を受け、これに合格したものとして第六条の規定により表示が附されているもの又は第二十七条の規定により表示が附されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 輸出用の特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。
- 二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。
- 三 第二十六条第一項ただし書第一号の規定による届出又は同項ただし書第二号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

(検定の申請)

第五条 特定製品について前条の検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に申請書を提出しなければならない。

(合格及び表示)

第六条 主務大臣は、前条の申請に係る特定製品について主務省令で定める方法により検定を行ない、これが第三条の規定により定められた基準（以下「安全基準」という。）に適合しているときは検定に合格したものとし、これに主務

省令で定める方式による表示を附さなければならない。

(表示の制限)

第七条 何人も、前条又は第二十七条の規定により表示を附する場合を除くほか、特定製品に前条若しくは第二十七条の表示又はこれらと紛らわしい表示を附してはならない。

第二節 製造事業者の登録及び特定製品の型式等

(登録)

第八条 特定製品の製造の事業を行なう者は、主務省令で定める特定製品の製造の事業の区分（以下「事業区分」という。）に従い、主務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申出書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業区分
- 三 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
- 四 当該特定製品の製造のための設備で主務省令で定めるもの（以下「特定製造設備」という。）の名称、性能及び数
- 五 当該特定製品の検査のための設備で主務省令で定めるもの（以下「特定検査設備」という。）の名称、性能及び数
- 六 当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行なう場合に備えておるべき措置
- 3 前項の申請書には、工場又は事業場の図面その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(欠格事項)

第九条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定

に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十九条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第十条 主務大臣は、第八条第一項の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

- 一 特定製造設備が主務省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 特定検査設備が主務省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 三 第八条第二項第六号の措置が主務省令で定める基準に適合していること。

(登録簿)

第十一条 主務大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 第八条第二項第一号から第三号までの事項

(登録証)

第十二条 主務大臣は、第八条第一項の登録をしたときは、登録証を交付する。

- 2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 事業区分

(承継)

第十三条 第八条第一項の登録を受けた者（以下「登録製造事業者」という。）が当該登録に係る事業の全部を譲り渡し、又は登録製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）若しくは合併後存続す

る法人若しくは合併により設立した法人は、その登録製造事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第九条各号の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録製造事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(変更の届出)

第十四条 登録製造事業者は、第八条第二項第一号又は第二号から第六号までの事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(登録証の訂正)

第十五条 登録製造事業者は、第十三条第二項又は前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(廃止の届出)

第十六条 登録製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（登録証の再交付）
第十七条 登録製造事業者は、登録証を失ひ、損じ、又は失つたときは、主務大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第十八条 登録製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失ふ。

(登録の取消し)

第十九条 主務大臣は、登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四条、第七条又は第十四条の規定に違反したとき。

二 第九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第二十九条、第三十条又は第三十五条の規定による禁止又は命令に違反したとき。

四 不正の手段により第八条第一項の登録を受けたとき。

(登録の消除)

第二十条 主務大臣は、登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならぬ。

(登録証の返納)

第二十一条 登録製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、主務大臣にその登録証を返納しなければならない。

(登録簿の謄本等)

第二十二条 何人も、主務大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(特定製品の型式の承認)

第二十三条 登録製造事業者は、製造しようとする特定製品の型式について、主務省令で定める型式の区分（以下単に「型式の区分」という。）に従い、主務大臣の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の年月日及び登録番号

三 型式の区分

3 前項の申請書には、主務省令で定める数量の試験用の特定製品及びその構造図その他の主務省令で定める書類を添えなければならない。

(承認の基準)

第二十四条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請が次の各号に該当すると認めるときは、承認をしなければならない。

一 申請に係る試験用の特定製品が安全基準に適合していること。

二 申請者が申請に係る型式の区分の属する事業区分について第八条第一項の登録を受けていること。

(承認の有効期間)

第二十五条 第二十三条第一項の承認は、一年以上七年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の承認の更新の申請に關し必要な手続的事項は、主務省令で定める。

(基準適合義務等)

第二十六条 第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る型式の特定製品を製造する場合においては、安全基準に適合するようにしなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 輸出用の特定製品を製造する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を製造する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 試験用に製造するとき。

2 前項の登録製造事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造に係る同項の特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第二十七条 第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認に係る型式の特定製品を製造したときは、これに主務省令で定める方式による表示を附することができる。

(定期検査)

第二十八条 登録製造事業者は、特定製造設備及び特定検査設備について、主務省令で定めるところにより、定期に、主務大臣が行なり検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、特定製造設備又は特定検査設備が第十条第一号又は第二号の主務省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行なう。

(表示の禁止)

第二十九条 主務大臣は、第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者が製造した特定製品で当該承認に係るもの（第二十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。）が安全基準に適合していない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録製造事業者に対し、一年以内の期間を定めて第二十七条の表示を附することを禁止することができる。

(改善命令)

第三十条 主務大臣は、次の場合には、登録製造事業者に対し、特定製造設備若しくは特定検査設備の修理若しくは改造、第八条第二項第六号の措置の改善又は特定製品の製造若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製造設備又は特定検査設備が第十条第一号又は第二号の主務省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

二 第八条第二項第六号の措置が第十条第三号の主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

三 第二十六条第一項の規定に違反していると認めるとき。

(承認の失効)

第三十一条 登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、当該登録製造事業者に係る第二十三条第一項の承認は、その効力を失う。

(承認の取消)

第三十二条 主務大臣は、第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第二十六条第二項の規定に違反したとき。

二 第二十九条、第三十条又は第三十五条の規定による禁止又は命令に違反したとき。

三 第八十六条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により第二十三条第一項の承認を受けたとき。

第三節 製品安全協会の検定等

(製品安全協会の検定等)

第三十三条 主務大臣は、次章の規定により製品安全協会が設立されたときは、製品安全協会に、主務省令で定める事業区分に属する特定製品に係る次の事務（以下「特定製品の検定等の事務」という。）を行なわせるものとする。

一 この章第一節に規定する特定製品の検定に關する事務（第三條及び第四條ただし書第二号の規定による事務を除く。）

二 前節に規定する特定製品の製造の事業を行なう者の登録及び特定製品の型式の承認に關する事務（第十九條、第二十六條第一項ただし書第二号、第二十八條から第三十條まで及び前條の規定による事務を除く。）

主務大臣は、前項の規定により製品安全協会に特定製品の検定等の事務を行なわせるときは、製品安全協会が当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 主務大臣は、製品安全協会が天災その他の事由により特定製品の検定等の事務を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、特定製品の検定等の事務を自らも行なうこととすることができる。

4 主務大臣は、前項の規定により特定製品の検定等の事務を行なうこととし、又は同項の規定により行なつてゐる特定製品の検定等の事務を行なわねいこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

5 第一項の規定により製品安全協会に特定製品の検定等の事務を行なわせる場合又は主務大臣が第三項の規定により特定製品の検定等の事務

行なうときは、その承認を取り消すことができる。

行なうときは、その承認を取り消すことができる。

行なうときは、その承認を取り消すことができる。

を行なうこととし、若しくは同項の規定により行なつてゐる特定製品の検定等の事務を行なわないうこととする場合における特定製品の検定等の事務の引継ぎに關する所要の事項及び特定製品の検定に關する申請、手数料の納付その他の手続に關する所要の経過措置は、主務省令で定める。

第三十四条 製品安全協会が行なう特定製品の検定等の事務に關してこの章第一節（第三条及び第四条ただし書第二号を除く。）及び前節（第十九条、第二十六条第一項ただし書第二号、第二十八条から第三十条まで及び第三十二条を除く。）の規定を適用する場合においては、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「製品安全協会」とする。

2 前条第一項の主務省令で定める事業区分に係る登録製造事業者は、主務省令で定めるところにより、製品安全協会が行なう特定製造設備及び特定検査設備についての検査を受けたときは、第二十八条第一項の規定にかかわらず、同項の検査を受けることを要しない。

3 製品安全協会は、前項の検査を行なつたときは、遅滞なく、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、第十九条又は第三十二条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を製品安全協会に通知しなければならない。

第四節 危害防止命令
(危害防止命令)
第三十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときにおいて、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を要することその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができ

一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者が第六条又は第二十七条の表示が附されてゐない特定製品を販売したこと（第四条ただし書の規定の適用を受けて販売した場合を除く。）。

二 第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る特定製品で安全基準に適合しないものを製造し、又は販売したこと（第二十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造した場合を除く。）。

第三章 製品安全協会
第一節 総則
(目的)
第三十六条 製品安全協会は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために特定製品の検定等の事務その他の消費生活用製品の安全性の確保に關する業務を行ない、あわせて消費生活用製品によつて生じた損害のてん補を円滑に実施するための業務を行なうことを目的とする。

(法人格)
第三十七条 製品安全協会（以下「協会」といふ。）は、法人とする。

(数)
第三十八条 協会は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)
第三十九条 協会の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 協会は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により協会がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)
第四十条 協会は、出資者に対し、その持分を払戻すことができない。

2 協会は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)
第四十一条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができない。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、協会その他の第三者に対抗することができない。

(名称)
第四十二条 協会は、その名称中に製品安全協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に製品安全協会という文字を用いてはならない。

(登記)
第四十三条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)
第四十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

第二節 設立
(発起人)
第四十五条 協会を設立するには、消費生活用製品の安全性について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し協会に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

(設立の認可等)
第四十六条 発起人は、前条第二項の募集が終了したときは、定款及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第四十七条 通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に關する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行なわれ、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止に寄与することが確実であると認められること。

2 通商産業大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時にあって、それぞれ第五十三条第一項の規定により会長、理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)
第四十八条 前条第二項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を会長となるべき者に引き継がなければならない。

2 会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)
第四十九条 会長となるべき者は、前条第二項の

規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第五十条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第五十一条 協会に、役員として、会長一人、理事一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第五十二条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、協会を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務を監査する。

(役員任期)

第五十三条 会長、理事長及び監事は、通商産業

大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(役員任期)

第五十四条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二 特定製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行なう者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(役員解任)

第五十六条 通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第五十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

ない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第五十八条 協会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(評議員会)

第五十九条 協会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、消費生活用製品の安全性について学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(職員の任命)

第六十条 協会の職員は、会長が任命する。

(職員の兼職禁止)

第六十一条 職員は、特定製品の製造、輸入若しくは販売の事業を経営し、これらの事業の業務に従事し、又はこれらの事業を経営する者の団体の役員若しくは職員となつてはならない。ただし、会長の承認を受けたときは、この限りでない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第六十二条 協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第六十三条 協会は、第三十六条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 特定製品の検定等の事務を行なうこと。

二 第三十四条第二項の検査を行なうこと。

三 消費生活用製品で、その製品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者の申出を受け一般消費者の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがないと認められるものについて、その欠陥により一般消費者の生命又は身体につ

いて損害が生じた場合にその被害者又はその遺族が一定の金額の範囲内でその損害の賠償を確実に受けることができるようにするための措置をとること。

四 前号に規定する措置がとられている旨の表示を当該製品に附すること。

五 前号の表示が附された製品により一般消費者の生命又は身体について重大な損害が生じた場合（当該損害の発生がもつたら被害者の責めによることが明らかな場合を除く。）に、その被害者又はその遺族が第三号に規定する措置によつて損害の賠償を受けるに先だつて、その被害者又はその遺族に対し、一定の金額の資金を交付すること。

六 消費生活用製品の安全性の確保を図るために必要な試験、調査、指導及び情報の提供を行なうこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第三十六条の目的を達成するために必要な業務を行なうこと。

2 協会は、前項第八号に掲げる業務を行なうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務委託)

第六十四条 協会は、主務大臣が指定する者（以下「指定検査機関」という。）に対し、前条第一項第一号及び第二号の業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた指定検査機関の役員又は職員で当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 前項に定めるもののほか、第一項の指定の基準、指定検査機関の業務の方法その他指定検査機関に関し必要な事項は、政令で定める。

(業務方法書)

第六十五条 協会は、業務の開始前に、業務方法

書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、第六十三条第一項第三号から第五号までの業務の実施の方法その他の通商産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

(特定製品の検定等の事務の開始等の届出)

第六十六条 協会は、特定製品の検定等の事務を開始する際、当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地を主務大臣に届け出なければならない。協会が特定製品の検定等の事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

(検査事務規程)

第六十七条 協会は、特定製品の検定等の事務の開始前に、特定製品の検定等の事務の実施に関する規程(以下「検定事務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をした検定事務規程が特定製品の検定等の事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その検定事務規程を変更すべきことを命ずることができ

3 検定事務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

(基金)

第六十八条 協会は、第六十三条第一項第五号に規定する資金の交付の業務に関する基金を設け、第三十九条第一項の規定により基金にあてべきものとして出資され、又は同条第二項の認可を受けた場合において基金にあてべきものとして出資された金額と第六十三条第一項第五号の規定により交付する資金にあてべきものを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれにあてることができる。

2 前項の基金は、通商産業省令で定めるところ

により、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第六十九条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第七十条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第七十一条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(書類の送付)

第七十二条 協会は、第七十条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(区分経理)

第七十三条 協会は、第六十三条第一項第一号の業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(借入金)

第七十四条 協会は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年

度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第七十五条 協会は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第七十六条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督命令)

第七十七条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務(第六十三条第一項第一号及び第二号の業務を除く。)に關し監督上必要な命令をすることができ

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、第六十三条第一項第一号又は第二号の業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第七十八条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務(第六十三条第一項第一号及び第二号の業務を除く。以下この項において同じ。)に關し報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、その業務に關し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは第六十四条

第一項の規定により業務の委託を受けた指定検査機関(以下「受託機関」という。)に対し、第六十三条第一項第一号若しくは第二号の業務に關し報告をさせ、又はその職員に、協会若しくは受託機関の事務所に立ち入り、同項第一号若しくは第二号の業務に關し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(出資者原簿)

第七十九条 協会は、出資者原簿を備えておかなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第八十条 協会は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に應じて分配しなければならない。

2 前項の規定により出資者に分配することができ

3 前二項に規定するもののほか、協会の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第八十一条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十九条第二項、第六十三条第二項、第

六十五条第一項、第七十条又は第七十四条第

一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第七十一条第一項又は第七十五条の承認をしようとするとき。

三 第七十六条の規定による通商産業省令を定めようとするとき。

2 通商産業大臣は、次の場合には、関係行政機関の長（大蔵大臣を除く。）に協議しなければならない。

一 第六十五条第一項の認可をしようとするとき。

二 第七十条の認可（事業計画に係る部分に限る。）をしようとするとき。

第四章 雑則

（緊急命令）

第八十二条 主務大臣は、消費生活用製品（特定製品を除く。）の欠陥により一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定める場合を除き、必要な限度において、その製品の製造又は輸入の事業を行なう者に対し、その製造又は輸入に係るその製品の回収を図ることその他その製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徴収）

第八十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者（登録製造事業者を除く。）に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、登録製造事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第八十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、特定製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定製品の提出）

第八十五条 主務大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特定製品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 国（前項の規定に基づく主務大臣の権限が都道府県知事に委任されている場合にあつては、都道府県）は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による命令により通常生ずべき損失とする。

（承認の条件）

第八十六条 第四条ただし書第二号、第二十三条第一項又は第二十六条第一項ただし書第二号の承認には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（手数料）

第八十七条 次の各号に掲げる者は、それぞれ実費を勘案して政令で定める額の手料を国（協

会に申請又は請求をする場合には、協会）に納付しなければならない。

一 第四条の検定を受けようとする者

二 第八条第一項の登録を受けようとする者

三 第二十三条第一項の承認又は第二十五条第一項の承認の更新を受けようとする者

四 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者

五 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者

六 登録簿の閲覧を請求しようとする者

2 前項の手料は、国庫（協会に納付されたものは、協会）の収入とする。

（公示）

第八十八条 主務大臣は、第六十四条第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

2 通商産業大臣は、第六十五条第一項の認可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（製品安全及び家庭用品品質表示審議会への諮問）

第八十九条 主務大臣は、第二条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、製品安全及び家庭用品品質表示審議会に諮問しなければならない。

2 主務大臣は、第八十二条の規定による命令をした場合は、三週間以内に、その旨を製品安全及び家庭用品品質表示審議会に報告しなければならない。

（聴聞）

第九十条 主務大臣は、第十九条又は第三十二条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示

し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（協会がした処分に係る審査請求）

第九十一条 協会がした特定製品の検定等の事務に係る処分不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立ての手続における聴聞）

第九十二条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、第九十条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

（主務大臣に対する申出）

第九十三条 何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

（経過措置）

第九十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（主務大臣及び主務省令）

第九十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条の規定による安全基準の決定、第二章第二節の規定による製造事業者の登録及び特定製品の型式の承認、第三十四条第二項の規定により協会が行なう検査（当該検査に係

る前章第六節の規定による協会の監督を含む。)、第八十三条第二項の規定による報告の徴収並びに第八十四条の規定による立入検査(登録製造事業者に係るものに限る。)、に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

二 第八十九条第一項の規定による製品安全及び家庭用品品質表示審議会への諮問に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

三 第二章第一節の規定による検定(第三条の規定による安全基準の決定を除く。)、第三十三條及び前章第四節の規定により協会の行う特定製品の検定等の事務(当該事務に係る同章第六節の規定による協会の監督を含む。)、第三十五条の規定による命令、第八十二条の規定による命令、第八十三条第一項の規定による報告の徴収、第八十四条の規定による立入検査(登録製造事業者に係るものを除く。)、並びに第九十三条の規定による申出に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、前項第一号に定める事項に関しては、同号に定める主務大臣の発する命令とし、同項第三号に定める事項に関しては、政令で定めるところにより、同号に定める主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)
第九十六条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

第九章 罰則
第九十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条又は第七条の規定に違反した者
二 第二十九条の規定による禁止に違反した者
三 第三十五条又は第八十二条の規定による命令に違反した者

令に違反した者

第九十八条 第二十六条第二項の規定に違反して、検査を行なわず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者は、十万円以下の罰金に処する。

第九十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 第八十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第八十四条第一項の規定により検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
四 第八十五条第一項の規定による命令に違反した者

第一百条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会又は受託機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
二 第七十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

第一百一条 第四十二条第二項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第一百二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九十七条から第九十九条まで又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第一百三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三章の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき
二 第四十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき
三 第六十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき
四 第七十三条に規定する区分経理を行なわなかつたとき
五 第七十七条第一項の規定による通商産業大臣の命令又は同条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき

第一百四条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十三条第二項、第十四条又は第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二十一条の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第八十九条第一項、第九十五条第一項第二号、附則第七条及び附則第十条の規定 公布の日
二 第三章、第八十八条第二項、第一百条から第一百三十三条まで、次条から附則第六条まで、附則第八條及び附則第九條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(財団法人製品安全センターからの引継ぎ)
第二条 昭和四十七年八月一日に設立された財団法人製品安全センター(以下「製品安全センター」という。)は、寄附行為で定めるところにより、発起人に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、製品安全センターの一切の権利及び義務は、協会の成立の時に協会の承継されるものとし、製品安全センターは、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により製品安全センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過措置)
第三条 第四十二条第二項の規定の施行の際現にその名称中に製品安全協会という文字を用いてゐる者については、同項の規定は、同項の規定の施行後六月間は適用しない。

第四条 協会の最初の事業年度は、第六十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第七十条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)
第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「情報処理振興事業協会」の下に「製品安全協会」を加える。

(家庭用品品質表示法の一部改正)
第七条 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条から第十七条までを次のように改める。

(製品安全及び家庭用品品質表示審議会への諮問)
第十一条 通商産業大臣は、第三条の規定により表示の標準となるべき事項を定め、又は第

第九十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 第八十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第八十四条第一項の規定により検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
四 第八十五条第一項の規定による命令に違反した者

五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、製品安全及び家庭用品品質表示審議会に諮問しなければならない。

第十二条から第十七条まで 削除

(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号の表中税理士会の項の前に次のように加える。

製品安全協会

消費生活用製品安全法
(昭和四十八年法律第
号)

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二 第一号の表中信用保証協会の項の次に次のように加える。

製品安全協会

消費生活用製品安全法
(昭和四十八年法律第
号)

(通商産業省設置法の一部改正)

第十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 第一項の表中家庭用品品質表示審議会の項を次のように改める。

製品安全及び家庭用品品質表示審議会

消費生活用製品の安全性及び家庭用品の品質に関する表示の適正化に関する重要事項を調査審議すること。

別表

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号) 第二

条 第一項又は第二十九

条の規定の適用を受け

る船舶

二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十

三号) 第二条 第一項に規定する食品及び同条

第二項に規定する添加物並びに同法第二十九

条第二項に規定する洗浄剤

三 消防法(昭和二十三年法律第八十六号) 第

二十一 条の二 第一項に規定する消防用機械

器具等

四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号) 第二条 第一項に規定する毒物及び

同条第二項に規定する劇物

五 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八

十五号) 第二条 第一項に規定する道路運送車

両

六 高压ガス取締法(昭和二十六年法律第二

十四号) 第四十条に規定する容器

七 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十

五号) 第二条 第二項に規定する銃銃等

八 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号) 第

二条 第一項に規定する医薬品、同条第二項

に規定する医薬部外品、同条第三項に規定す

る化粧品及び同条第四項に規定する医療用具

九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める

法律の規定に基づき、規格又は基準を定め

て、その製造、輸入又は販売を規制してお

り、かつ、当該規制によつて一般消費者の生

命又は身体について危害が発生するおそれ

ないと認められる製品で政令で定めるもの

三月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を

付託された。

一、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正す

る法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する

法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法

律

金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十八年法律

第七十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金属鉱業事業団法

第一条中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属

鉱業事業団」に改め、「資すること」の下に「並び

に金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸

付けその他の業務を行ない、もつて国民の健康の

保護及び生活環境の保全と金属鉱業等の健全な発

展とに寄与すること」を加える。

第二条及び第六条中「金属鉱物探鉱促進事業

団」を「金属鉱業事業団」に改める。

第八条 第一項中「二人」を「四人」に改める。

第十八条 第一項中第七号を第十一号とし、第六

号の次に次の四号を加える。

七 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造

の調査に必要な船舶の貸付け

八 金属鉱業等(通商産業省令で定める金属鉱

業及び非金属鉱業をいう。以下同じ。)による

鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付

け

九 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置

に必要な資金に係る債務の保証

十 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査

及び指導

第十八条 第一項に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもののほか、第一条の目

的を達成するために必要な業務

第十八条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項第十二号に掲げる業務を行

なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受

けなければならない。

第十九条 第一項中「前条第一項第一号」の下に

「及び第八号」を加え、「これに」を「これらに」

に改める。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「金属鉱

物探鉱債券」を「金属鉱業債券」に改める。

第三十二条 第一号中「第十九条第一項」を「第

十八条第三項、第十九条第一項」に改め、同条第

二条中「第十八条第二項」を「第十八条第一項第

八号若しくは第二項」に改める。

第三十五条中「金属鉱物探鉱促進事業団」を

「金属鉱業事業団」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

をこえない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(経過規定)

第二条 金属鉱物探鉱促進事業団は、この法律の

施行の時ににおいて、金属鉱業事業団となるもの

とする。

第三条 この法律の施行の際現に金属鉱業事業団

という名称を用いている者については、改正後

の金属鉱業事業団法第六条の規定は、この法律

の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四 第一項第二号中「金属鉱物探

鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改め

る。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十

年法律第九十五号)の一部を次のように改正

する。

第二十四条 第二項中「金属鉱物探鉱促進事業

団」を「金属鉱業事業団」に改める。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業

団の項を次のように改める。

金属鉱業事業団

金属鉱業事業団法(昭和三十

八年法律第七十八号)

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の

一部を次のように改正する。

別表第一 第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業

団の項を次のように改める。

金属鉱業事業団

金属鉱業事業団法(昭和三十

八年法律第七十八号)

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中金属鉱物探鉱促進事業団の項を次のように改める。

金属鉱業事業団 金属鉱業事業団法(昭和三十一年法律第七十八号)

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中

三 金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十一年法律第七十八号)

三 金属鉱業事業団法(昭和三十一年法律第七十八号)

に改める。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十一条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改める。

三月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業の経営安定に関する請願(第五一八号)

第五一八号 昭和四十八年二月十七日受理

中小企業の経営安定に関する請願
請願者 香川県大川郡津田町新町 島村栄
外千七百九十五名

紹介議員 藤田 進君

中小企業の経営安定のため、左記事項の実現を図られたい。

一、下請加工業者に安定した仕事と八時間で生活できる加工賃を保障するため、「下請中小企業振

興法」を改正し、下請業者の団体交渉権を保障し、加工賃の最低基準をきめ発注者に義務づけること。

二、中小企業の経営を圧迫する大企業本位の「工業再配置計画」をやめ、「工場追い出し税」などつくらないこと。親工場の移転により、やむなく移転、転廃業せざるを得ない下請加工業者に對し、仕事のあつせん、長期低利の融資、税制面での助成などの措置をとること。

三、百貨店、大スーパーに「百貨店法」をきびしく適用し、一都市における百貨店、大スーパーの売場面積の限度を設け、これをこえる新設、増設を認めないこと。開設許可の権限を自治体に与えること。「小売商業調整特別措置法」を厳格に執行し、規制対象にスーパーを加えること。

四、「中小小売商業振興法」の制定にあたり、中小小売業者の自主的、民主的共同体化、近代化、従業員のための福祉施設、商店街の整備などの諸事業に對し、融資や税制面の助成措置を行なうこと。

五、地場産業をつぶし、零細繊維業者を切り捨て「無籍処理方針」をあらため、業者の納得できる方法で無籍織機の「有籍化」をはかり、織機の二十五パーセントの解消策をやめること。

六、「小企業経営改善資金融資制度」の創設にあたり、融資限度額を二百万円とし、一部の特定団体などのすいせんをやめ、だれでも国民金融公庫に自由に申し込めるようにすること。

七、公害関係諸法を抜本的に改正し、大企業の公害による被害の保証責任を義務づけ、中小企業の公害防止施設に對する融資、税制、技術指導などの助成措置を行なうこと。

昭和四十八年三月十九日印刷

昭和四十八年三月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局